

年 月 日

保護者の皆様へ

施設長

令和6年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和6年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

(法定代理受領とは)

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（1人あたり）（給付対象期間 令和5年4月～令和6年3月）

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども (1号認定子ども)		満3歳児	244,400	241,730	241,730	292,300	292,300	292,300	292,300	292,300	292,300	292,300	292,300	297,300
		3歳児	244,400	241,730	241,730	233,730	233,730	233,730	233,730	233,730	233,730	233,730	233,730	238,730
		4歳以上児	224,750	222,080	222,080	214,080	214,080	214,080	214,080	214,080	214,080	214,080	214,080	219,080
保育認定子ども (2・3号認定子ども)	標準時間	0歳児	221,770	221,840	221,770	221,870	221,840	221,770	221,680	221,650	221,590	221,520	221,500	229,460
	短時間		218,070	218,140	218,070	218,170	218,140	218,070	217,980	217,950	217,890	217,820	217,800	225,760
	標準時間	1・2歳児	127,500	127,570	127,500	127,600	127,570	127,500	127,410	127,380	127,320	127,250	127,230	135,190
	短時間		123,800	123,870	123,800	123,900	123,870	123,800	123,710	123,680	123,620	123,550	123,530	131,490
	標準時間	3歳児	73,150	73,220	73,150	73,250	73,220	73,150	73,060	73,030	72,970	72,900	72,880	80,840
	短時間		69,450	69,520	69,450	69,550	69,520	69,450	69,360	69,330	69,270	69,200	69,180	77,140
	標準時間	4歳以上児	54,650	54,720	54,650	54,750	54,720	54,650	54,560	54,530	54,470	54,400	54,380	62,340
	短時間		50,950	51,020	50,950	51,050	51,020	50,950	50,860	50,830	50,770	50,700	50,680	58,640

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

[illegible]